

ひょうごSDGs Hub（関西SDGsプラットフォーム 兵庫部会）会則

（名称）

第1条 本会は「ひょうごSDGs Hub」（関西SDGsプラットフォーム 兵庫部会）と称する。

（目的）

第2条 本会は、自治体や企業、団体、教育機関といった多様なステークホルダーの積極的な参画及び連携を推進することにより、各主体の活動の活性化と新たな取組の創出を目指すとともに、兵庫県における持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組の推進につなげることを目的とする。

（活動内容）

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) SDGsの普及啓発に関すること
- (2) 会員間の情報共有及び連携強化に関すること
- (3) 会員が実施するSDGs関連イベントや取組の発信に関すること
- (4) SDGsに関連する出前講座等イベントの開催に関すること
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な活動

（事務局）

第4条 本会の事務局は、兵庫県企画部SDGs推進課に置く。

（会員）

第5条 本会は、第2条の目的に賛同し、兵庫県内でSDGsに取り組む、又は関心がある自治体、企業、団体、教育機関で構成する。

2 本会への入会を希望する者は、関西SDGsプラットフォームに加入の上、事務局が指定する方法により届け出ることによって会員となることができる。

3 会員は、前項の届出事項に変更がある場合は、速やかに事務局に申し出るものとする。

4 会員は、書面（任意様式）により事務局に届け出ることによって退会することができる。

5 会員が次の各号のいずれかに該当する場合、その会員を除名することができる。

- (1) 本会則に違反し又は本会の信用を著しく害したとき
- (2) 会員が解散又は活動を停止したとき
- (3) その他本会の運営に当たって重大な支障が生じると認められたとき

（入会金及び年会費）

第6条 本会の入会金及び年会費は無料とする。

(情報の利用制限)

第7条 会員は、事務局が承認した場合を除き、本会の活動を通じて入手したいかなる情報も複製、販売、出版その他私的利用の範囲を超えて使用をすることができないものとする。

2 本会の会員資格を喪失した後も前項の秘密保持の義務を負う。

(禁止事項)

第8条 本会活動内で、以下の活動を禁止する。

- (1) 営利を目的とする活動
- (2) 宗教的目的を有する活動
- (3) 政治目的を有する活動
- (4) 公の秩序及び善良な風俗を乱す活動
- (5) 社会的妥当性を欠く活動

(暴力団員等の排除)

第9条 会員は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならない。

(その他)

第10条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は事務局が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、令和4年10月5日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、令和5年4月1日から施行する。